

埼玉の くらしと 社会保障

2018年5月1日発行 第265号(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8

自治労連会館1階

電話048-865-0473 fax048-865-0483

「埼玉社保協」と検索下さい。ホームページあります

県民にとって大事な施設、特養を増やして！ 特養ホームの懇談会開催

4月10日、日本共産党埼玉県議団主催により3月議会で問題となった特別養護老人ホームについての懇談会が行なわれました。これには



私たち埼玉社保協事務局とともに、医療生協さいたま、埼玉県生活と健康を守る会からも参加されました。前半は県企画財政部からの説明をお聞きました。県から現在の特別養護老人ホームの整備状況や入所希望者の状況、介護職員確保の見通しなどの説明を受けました。後半は県議団から「特別養護老人ホームの新設凍結を求める付帯決議」可決の経緯について報告して頂きました。

“特養を建設するな”という無理難題の決議は、今年3月12日に開かれた県地域保健医療計画特別委員会で、「介護職員の確保策や特養の空床対策を明らかにし、計画を見直さない限り、特養新設を認めない」などとして、自民党などの賛成多数で可決されたもの。懇談では参加者から「低所得者にとって有料老人ホームやグループホームは利用料が高く、特養は唯一の選択肢であり、とても重要な施設。充足なんてしていない」「国が特養の入所要件を原則、要介護3以上としたことも問題。認知症の場合、かなり進行しないと要介護3にならず、入れない人がたくさんいる」などと次々と厳しい現状を訴えました。

今回の付帯決議によって2019年度以降の計画について、審査の受付が現在停止を余儀なくされています。2018年度にかかわる新設・増床・大規模修繕などは2016年度の審査で16件、2017年度の審査で8件が承認済であることからこれらは予定どおり整備されます。

(埼玉社保協 事務局長 川嶋 芳男)

さいたま市の待機児童問題 子どもを育てることは国を育てることと同じ

平成30年の保育園の入所については、過去最多の8,291人の申込みと2479人の不承諾の方がいたとの報道がありました。さいたま市では近年20～30代の子育て世代の人口が増えていることが一因だと思いますが、その状況に保育施設の整備が追い付いていません。

待機児童は0～2歳児のみで、その中でも0歳児の割合が多いですが、今年は「子ども・子育て支援新制度」が



2015年に始まって以来、小規模保育事業所が増加したことにより2歳児の待機児童も増加しました。そもそも小規模保育事業所(0～2歳児までの児童を保育する)には3歳以上の児童を保育する連携園をつくとされていますが、これは現実的ではなく2歳児の受け入れ先が少なくなっているのが実情です。さいたま市では既存の保育園の3歳児の受け入れ枠を定員の弾力化をすることで、解消しようと努力していますがこれにも限界があり、受け入れ側は保育士の増員もないままの詰め込み保育になっています。

そもそも、少子化なのになぜ保育園に入れないのでしょうか。政府は盛んに少子化対策を打ち出しているにも関わらず、子育ての現場では待機児童があふれています。海外では子どもは国民の一人として大切にされて、その権利が認められています。日本では、国連で採択されている『児童の権利に関する条約』に批准しているけれども、就学前の子どもの居場所に関する権利や、それに対する国の義務が一切ないのです。小学校は憲法で義務教育として保障されています。だから、保育所に入れなくても、小学校に入れなくてもいいわけです。

待機児童問題は、もはや自治体や保育現場の熱意だけでは解決しません。子どもを育てるということは、未来の国民、つまり国を育てているのと同じことなのだという国民的な運動が必要だと思います。

(埼玉県保育問題協議会 事務局長 金子貴美子)

152人が参加した国会行動埼玉デー 財務省文書改ざんに怒り 多くの仲間結集

第6波の国会行動埼玉デー4月11日に10団体152人参加で開催され、埼玉土建からは31支部64人が参加しました。財務省公文書改ざんだけでなく、防衛相の日報隠しなど安倍内閣の隠ぺい体質が明らかになる中での開催で、安倍首相を辞職に追い込もうと、ここ一年で一番多くの仲間が結集しました。行動提起と各団体からの報告後、昼には国民運動、中央社保協、安保破棄実行委員会主催の集会と全労連・全労協などの雇用共同アクション主催の集会が衆議院第2議員会館前で開催され突風が吹き荒れる中で参加しました。午後からは、埼玉土建は、9条改悪反対の要請と各支部から集まった国の責任で社会保障制度の拡充を求める署名42201筆分と請書をもって、埼玉・茨木県選出35人の議員に要請行動を行いました。

議員本人とは会えず、秘書対応が27人、留守が2人、面会拒否が1人という状況でした。山川議員と高木議員の秘書が署名を受け取ってくれず、参加者が枝野議員の秘書に党として対応を徹底してほしいと訴えてきました。社保協の署名は、立憲民主の枝野、大河原、自民党の新藤議員と中村喜四郎議員の秘書と共産党の塩川議員、紙議員の秘書が預かってくれました。

(埼玉土建一般労働組合 南 利之)

第120回運営委員会兼キャラバン要請団会議

日時 5月31日(木) 14時
会場 浦和コミュニティセンター15集会室
(パルコ浦和9F)

キャラバンの意義と特徴、要請団責任者・副責任者の役割、懇談内容と当日の運営、市町村アンケートの結果と特徴を議論します。キャラバンのコース責任者と副責任者の方は是非ともご参加をお願いします。

今年も地域集会の開催は行わずに、市町村ごとの事前学習会開催をよびかけます。講師はコース責任者、県社保協事務局へご相談下さい。

65歳問題で大きな進展!

「65歳で障がい者を差別するな」浅田訴訟

障害者運動に、画期的な勝利判決が出ました。岡山の浅田さんが65歳以降も、今まで通り障害者福祉サービスを選び、介護保険への移行をしなかったことを理由に、障害者福祉サービス(月249時間のサービス等)を打ち切ってしまったことに対する訴訟で、3月14日、岡山地裁で「岡山市は、自立支援給付をした上で、浅田さんの納得が得られるよう、引き続き、介護保険の申請勧奨や具体的説明をするべきだったが、自立支援給付を一切行わない処分を行なったことは、自立支援法7条の解釈・適用を誤っており、本件処分は違法」と断罪しました。これは65歳問題と言われる介護保険優先の強制の成否を問うたものでした。浅田さんは、まわりの支援がなければ生存さえ危うい処置をされました。なぜ浅田さんが介護保険への移行をしなかったのかは、同じヘルプサービスであっても制度の違いは決定的で、財政負担が生じ、ヘルプサービスの内容も違うものであって、自立支援給付に代替するものではないと認識していて、これでは生きていけないと分かっていたからです。

5年間を費やした裁判は、憲法25条等への直接的な言及は下されず、「市による支給打ち切りは、7条の解釈・適用を誤った違法処置」という内容であって、「保険あって介護なし」と言われる介護保険制度は人権を守る制度としては甚だ不十分であり、抜本的な見直しなくして障害者福祉のさらなる拡充はあり得ないことを確信し、あらためて政府が進める社会保障「改革」でなく、国が責任を持ち、誰もが安心して暮らせるための社会保障をつくり、前進させる運動の強化が期待されています。

(障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会
副会長 國松 公造)



建設アスベスト

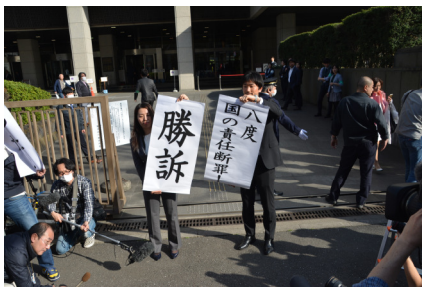
8回連続「国の責任」断罪の判決

3月14日東京高裁判決



建設アスベスト訴訟は、全国で8つがたたかわれています。昨年までに地裁と高裁合わせて8回の判決が出されています。建設アスベスト訴訟で初めての判決は、2012年5月の横浜地裁で出されました。このときは「国の規制措置について不合理はなかった」と原告敗訴となりましたが、その後7回の判決では、「国による規制権限の不行使」を違法と判断し、国の責任を認める判決が続いていました。

そして、3月14日に、埼玉土建の仲間が原告として闘っている東京1陣訴訟において、東京高裁判決が出され、8回目となる国の責任を厳しく断罪する判決となり、国の責任は不動のものとなりました。さらに、今回の判決がこれまでと違っていたことは、これまで国の責任は労働者のみに対してだけだったものが、一人親方に対しても国の責任を初めて認める判決になっていたことでした。判決は「有害物の規制や職場環境の保全に係る安衛法の規定・目的を労働者以外の者も含めて保護するもの」「一人親方



等が穿設現場において重要な地位を占めている」として、一人親方のみでなく中小事業主も含めた国家賠償を認めました。これによって、これまで救済されてこなかった多くの仲間が救われるようになりました。一方で、建材メーカーの責任については、これまで京都地裁、横浜地裁、東京高裁（神奈川ルート）の3回で、共同不法行為を認め、一部の企業に賠償を認めてきましたが、今回の判決では共同不法行為を認めませんでした。

建材メーカー責任が認められなかったことは残念

ですが、国の責任が動かしがたいものになり、これ以上、国が上告をするなど、無用な言い争いを続けることは許されません。原告の7割以上の方が亡くなっている現状で、国は速やかに原告らに謝罪し、全面解決に踏み出すべきです。そのためには我々が提案している「建設アスベスト被害者補償基金」を創設すべきです。

私たち埼玉土建は、アスベスト被害者の完全救済と被害根絶に向け、今後も奮闘していきます。

(埼玉土建一般労働組合 肝付 賢司)

生活保護を巡る当面の問題提起

ーキャラバンを前にしてー

今生健会で問題にしている生活保護の課題は、以下の通りです。一つは63条返還金の扱いで、返還に際しては「最低限の生活維持（法1条、3条）」を条件に、「その額は活用できる資力の存在の範囲に限られる」こと。「資力がない返還処分は裁量権の濫用となる」こと。過誤払について、「福祉事務所職員側の責任も考慮要素になる」ことの3点をクリアすべきと考えます。63条返還は当然ですが、78条返還の場合であっても、返還によって最低限の生活が圧迫されない運用を求めています。



次に受給者に寄り添える生活保護行政という観点から、ケースワーカーの人数不足の解消を求めています。ケースワーカー1人が対応できるのはせいぜい60~70ケースで、それに対応する数を求「通知の改善」も求めています。更に「移管」についてはなかなか承服してもらえないという事例が多々見られます。東京都などでは移管を拒否してはいけないことになっているが、埼玉県ではそういう規定の無い事が原因です。

昨年から年一回になった「資産調査」ですが、義務ではなくあくまで自発的協力を求める範囲の調査にし、強制的・人権侵害にならないよう求めています。その結果発見された「預貯金」は、原則保有が容認されることの周知・徹底も求めています。

その他、高校進学の問題や大学等への進学の際の「世帯分離」の問題、埼玉県では「貧困ビジネス」への対応など、改善すべきことはまだまだあります。

最後に生活保護を広める活動として、「しおり」を全ての自治体がカウンターに置き、全ての住民が手に取れるよう求めています。

(埼玉県生活と健康を守る会連合会会長 笹井 敏子)

2018年度の介護保険料 48団体が引上げ、介護保険料1.9倍に 全国的には、保険料二極化拡大

4月から第7期となる65歳以上の介護保険料が改定されました。県内の保険者である市町村61団体(熊谷・深谷・寄居が広域で運営)のうち約8割にあたる48団体が保険料を引上げ、8団体が引下げ、5団体が据置きしました。

その結果、埼玉県全体の平均額は前期までの4,835円から5,058円になり、223円4.6%引上げられました。制度発足時(2000年)は県平均で月額**2,644円**でしたので18年間で1.9倍となりました。

最も高い保険料は前回同様東秩父村で基準額の月額が6,955円で、一番低いのが鳩山町で4,000円です。その差は2,955円でした。前期までの格差は2,977円(東秩父村6,977円と三芳町4,000円)でしたので22円格差が縮小しました。

全国52の政令市と県庁所在地の保険料は、基準額の

平均が月額6,192円で、8割を超える44市区で増額、据置きが8市でした。最も高いのが大阪市で基準額が月額7,927円、一番低いのは宇都宮市で5,281円となっていて、その差は2,646円あり前期より格差が419円拡大しています。さいたま市は158円引上げられ5,421円です。

2018年度の年金額は据置かれていますので、介護や国保、後期高齢者医療の保険料負担増は、実質的な年金引下げであり、受診抑制、介護サービス利用の抑制を招きかねません。

一方で、現在の介護保険料のしくみでは介護労働者の処遇にかかわる介護報酬を改善するために引上げを行なうと保険料や利用料の負担増に跳ね返る事になります。介護が必要な高齢者が相対的に多い自治体ほど保険料が高くなります。制度の矛盾は明らかで、国の責任で抜本的な改善が急務です。

引き続き保険料の引下げを求める運動が必要です。まもなく2018年度自治体要請キャラバンです。事前のアンケート結果を参考に、自治体や国の責任を求める取組みを強めましょう。

(埼玉社保協 事務局長 川嶋 芳男)

自治体要請キャラバンは6月26日スタートです。

4月号ニュース掲載後、下記の④久喜市が変更になりましたのでお知らせします。今後も変更になる場合がありますので、ご確認のほどよろしくお願ひします。責任者、副責任者のお名前については、4月中にお決め頂けますようお願いいたします。

- 【コース表 変更】 ①熊谷:会場の都合6/26→7月3日(火)午前へ
②杉戸:会場の都合6/27→7月4日(水)へ
③29コース羽生・行田:会場の都合で午前と午後入れ替え、午前に行田市・午後羽生市。
④久喜:議会の関係 6/26→7月4日午後(26コース)へ移動。日時とも変更。

日 程	曜	コ ス	懇 談 時 間		日 程	曜	コ ス	懇 談 時 間	
			① 10時～ 11時30分	② 14時～ 15時30分				① 10時～ 11時30分	② 14時～ 15時30分
6月26日	火	1	深谷市	熊谷市	7月3日	火	17	上里町	神川町
		2	川越市	川島町			18	吉見町	東松山市
		3	吉川市	松伏町			19	坂戸市	鶴ヶ島市
		4	久喜市	幸手市			20	小川町	東秩父村
6月27日	水	5	越谷市	三郷市	7月4日	水	21	熊谷市	
		6	さいたま市	蓮田市			22	寄居町	横瀬町
		7	杉戸町	春日部市			23	志木市	新座市
		8	富士見市	ふじみ野市			24	本庄市	美里町
6月28日	木	9	桶川市	北本市	7月5日	木	25	蕨市	戸田市
		10	長瀨町	皆野町			26	杉戸町	久喜市
		11	毛呂山町	越生町			27	入間市	狭山市
		12	滑川町	嵐山町			28	上尾市	伊奈町
6月29日	金	13	加須市	鴻巣市	7月6日	金	29	行田市	羽生市
		14	白岡市	宮代町			30	秩父市	小鹿野町
		15	草加市	八潮市			31	朝霞市	和光市
		16	日高市	飯能市			32	所沢市	三芳町
							33	ときがわ町	鳩山町
							34	川口市	